

4 1 . 1 0 3 . 0 2

建造物の名称等からなる商標登録出願の取扱い

《商第3条関係》

- | |
|--|
| <p>1. 既存の公共建造物（国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する橋梁・塔・立像・空港・野球場等の建造物）の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標は、これが観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）として一般の需要者、取引者に認識されているものであって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は、指定役務が提供されているであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして商第3条第1項第3号に該当するものと判断する。</p> |
|--|

（説明）

本項は、従来、商品の産地・販売地又は役務の提供の場所を表示する標章として必ずしも一定の取扱いがなされていなかった公共建造物の名称又はその図形を表示する標章よりなる出願の取扱いについて規定する。

即ち、公共建造物が観光地を表すものとして一般の需要者、取引者に認識されるに至っている場合には、当該地で土産品を生産し、販売する又は役務の提供の場所とする業者及び店舗が多く存在しているのが実情である。

そして、これらの業者は、前記建造物の名称又はその図形を前記商品の生産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして、実際に使用しているか、あるいは使用していなくてもこれを自由に使用する必要性がある。

したがって、標記のとおり取り扱うべきものとする。

（注）本取扱いでいう「建造物」とは、人為的な労作を加えることによって、通常、土地に固定して設備された物（工作物）をいう。

したがって、建物、建築物等の概念よりは広く、屋根のない橋梁、立像等を含む。

- | |
|--|
| <p>2. 未完成の公共建造物（国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物）の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標は、当該建造物の完成後には当該建造物の所在地又は周辺地域が観光地として一般の需要者、取引者に認識される可能性がある場合であって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は指定役務が提供されるものでであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして商第3条第1項第3号に該当するものと判断する。</p> |
|--|

(説明)

本項が未完成の公共建造物の名称又は図形を表示する標章もその対象としたのは、これらが出願時点においては観光地でなくとも、その後、これらが観光地を表示するものに至る場合があることによる。

したがって、前記建造物の名称又は図形よりなる出願についても、当該建造物の建造計画の一般公表後は、これが観光地として知られたものとして前掲1.と同様に扱うものとする。¹

3. 私人が所有する建造物の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標については、これが観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）として一般の需要者、取引者に認識されているものであって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は、指定役務が提供されているであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして商第3条第1項第3号に該当するものと判断する。

(説明)

1. 及び2. において、対象とする建造物を「国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物」とする理由は、当該建造物の名称又は図形よりなる表示は、商品流通過程に置く場合に必要な表示として何人もその使用を必要とする性格を有しているとの判断によるものである。

通常、私人が所有する建造物は、その表示の使用も私人の専権に属し、一般人の自由使用に開放されているものではないことから、その取扱いに差異を設けたものである。しかし、私人が所有する建造物であっても、多くの観光ガイドブックやツアーパンフレット等に、専ら観光地を表すものとして掲載されている等の事情により、需要者に商品の生産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして認識されている場合は、公共建造物と同様の取扱いとすることに留意する。なお、この場合、所有者が出願人である場合にも、本号が適用されることは言うまでもない。

4. 既存の公共建造物、未完成の公共建造物、観光地として一般の需要者、取引者に認識されている私人が所有する建造物の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する商標が、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表す建造物として認識される場合は、商第3条第1項第6号に該当するものと判断する。

¹ なお、外国の事情調査として、ドイツ特許庁からの返書には、「未完成若しくは建造計画中の建造物の名称又は図絵について、当該建造物が確かな周知度（certain degree of publicity）に到達していることを条件としてドイツ商標法第4条第2項（他商品を識別することができないもの）としての取扱いがなされる。」旨が述べられている。

(説明)

前掲 1. から 3. の項目は、商第 3 条第 1 項第 3 号に該当する事例の取扱いであるが、本項では、建造物（港・空港等）が指定商品の仕向け地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表す建造物として認識される場合の取扱いを、審査基準に即して明示したものである。

対象とする建造物については、「国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物」とする。しかし、私人が所有する建造物であっても、多くの事業者が、その取り扱う商品の仕向け地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等として利用している等の事情により、需要者に指定商品の仕向け地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表したものと認識されている場合は、公共建造物と同様の取扱いとすることに留意する。

《商第 4 条関係》

5. 公共建造物と認められない著名な私有建造物の名称または図形を表示する標章、又はこれを含む標章が当該建造物の所有者以外の者によって出願され、これが、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合には、商第 4 条第 1 項第 1 5 号に該当するものと判断する。

(説明)

著名な私有建造物（例えば、東京ドーム）の名称又は図形を表示する標章であり、前掲 3. 及び 4. の項目に該当しないものについては、当該建造物の所有者（上記例では、株式会社東京ドーム）本人の出願については、商品又は役務の出所の混同の問題は生じない。しかし、当該建造物の所有者でない出願人によりなされた場合に、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合が想定されるので、その場合には商第 4 条第 1 項第 1 5 号の適用がある旨を付記したものである。²

6. 前掲 1. から 4. に該当する標章を含む商標については、これが当該地又は当該地域以外の地で生産、販売される商品又は役務の提供の場所に使用されることにより、品質又は質の誤認を生じさせるおそれのある場合には、商第 4 条第 1 項第 1 6 号に該当するものと判断する。

(説明)

² なお、英国における実務上の取扱いについての問い合わせに対し、その返書において「当該建造物の所有者（owner）以外の者による出願については、建造物の所有者の同意書が提出されないか、同意があっても商品の種類によって、商品の出所について混同する可能性がある」と判断される場合には、登録されない。」旨が述べられている。

4 1. 1 0 3. 0 2

本項は、出願商標が前掲 1. から 4. に該当する観光地として一般に認識されるに至っている標章を含むことによって、著しく商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれのあることが明らかな場合には、商第 4 条第 1 項第 1 6 号を適用するものとする。

ただし、前掲 1. 及び 2. に該当する公共建造物の名称又は図形を含む標章は、当該表示が商品の産地、販売地又は役務の提供場所の表示としての認識を得られやすい国名、行政区画名、集落地名等と本来的に異なった性格を持つ表示であることから、これらの標章について本項を形式的に適用しないものとする。

【注】

個別具体的な出願について検討した場合、本処理方針に準ずることが必ずしも適当とは認められないときはこの限りでない。

公共建造物に関連する審判決例

1. 商標「瀬戸大橋」
(昭和62年(ヨ)第29号使用差止等仮処分申請事件)

<判決(要旨)>

瀬戸大橋が瀬戸内海の観光名所の一つとして広く世間に知られるようになった現在、瀬戸大橋を指し、あるいは想起させる商標を使用した場合、一般の需要者、取引者が、該商品が瀬戸大橋周辺地で生産又は販売されているものであろうと認識することは明らかであって、瀬戸大橋は産地、販売地に準ずるものというべきであるし、また、かかる公共建造物の名称を一個人に独占使用させることも適当でない。

2. 商標「成田空港・NARITA AIRPORT」/指定商品 第30類「菓子、パン」
(昭和46年審判第5242号)

<審決(要旨)>

成田空港の文字は、新東京国際空港の別称であり、同空港のターミナルビル等には菓子等の土産品を販売する店舗も多く存在することは明らかである。本願商標は商品の販売場所を表示し、自他商品の識別標識としては認識し得ない。また、このような場所は同空港に関係ある者が商品の販売場所を表示するため、自由に使用すべきものであるから、これを登録して一個人の独占に委ねるべきものではない。本願商標は商第3条第1項第3号の規定に該当し、登録することができない。

(注. 審決当時、成田空港は新東京国際空港公団が設置・管理していた。)

3. 商標「平和台饅頭」/指定商品 旧第43類「饅頭」
(昭和35年(行ナ)第146号)

<判決(要旨)>

平和台の文字は福岡市営の競技場の名称から採択したものであり、また、プロ野球の球場として国内にあまねく知られている。従って、同所ないしはこれが存在する福岡市で生産、販売される商品につき、その容器、包装等に「平和台」の名を冠することは産地、販売地を表示するものとして普通に行われるものと認められる。本願商標の指定商品である饅頭が福岡市内において、また前記競技場において、その都度開設される売店において販売される性質の商品であり、また本願商標の態様は普通に用いられる程度の方法で表示せられたものにすぎない。

4 1 . 1 0 3 . 0 2

従って、本願商標は特別顕著の要件を欠くものと認めざるを得ない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準](#)